⑻　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書、確認資料及び技術提案書を提出することができるが、競争に参加するためには、優先交渉権者選定通知日において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

⑼　本公示における内容の詳細については、説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : KOJIMA Masaru Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41, 42

⑶　Design work related to the construction of the Wasada Tunnel on the asahi atsumi Road-Construction work of the Wasada Tunnel on the asahi atsumi Road

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 0 : 00 P.M. 2 October 2026

⑸　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―3―1 Honcho Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

別表１　本手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子申請の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙申請の場合（上記７の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙申請ともに下記のとおりとする。

①　説明書の交付期間　公示の日から令和８年11月11日正午まで

②　申請書及び確認資料の提出期限　令和８年10月２日正午まで

③　技術提案書の提出期限　令和８年11月11日正午まで

④　優先交渉権者選定通知　令和９年２月４日

資　格

競争参加者の資格に関する公示

Ｒ８―９朝日温海道路早田トンネル工事にかかる設計業務及びＲ９―11朝日温海道路早田トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年９月11日

東北地方整備局長　小島　　優

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　案件名　Ｒ８―９朝日温海道路早田トンネル工事にかかる設計業務及びＲ９―11朝日温海道路早田トンネル工事（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）

２　工事場所　山形県鶴岡市早田地内

３　内容

１）Ｒ８―９朝日温海道路早田トンネル工事にかかる設計業務（以下「本設計業務」という。）

⑷　本設計業務における「主たる部分」は、土木設計業務等共通仕様書第1128条第１項に示すとおりとする。

⑸　予定工期　契約締結日の翌日から令和９年９月９日まで

２）Ｒ９―11朝日温海道路早田トンネル工事（以下「本建設工事」という。）

⑷　工事内容　早田トンネル：ＮＡＴＭ　施工延長　Ｌ＝401m

掘削・支保工　Ｌ＝399.8m、覆工コンクリート・防水工　Ｌ＝399.8m、インバート工　Ｌ＝401.0m、坑内付帯工　１式、坑門工　１式、掘削補助工法　１式、トンネル仮設備工　１式、道路土工　１式、法面工　１式、石・ブロック積工　１式、排水構造物工　１式、地山把握調査　１式

⑸　予定工期　契約締結日の翌日から令和11年12月18日まで

４　申請の時期　令和８年９月11日から令和８年10月２日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、本案件の優先交渉権者選定通知日までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

５　申請の方法

⑴　申請書の入手方法「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（https://www.thr.mlit.go.jp）へアクセスして入手するものとする。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、原則として電子メールにより提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　下記６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（当該様式は、本案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む。））」（令和８年９月11日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより交付する説明書の別記様式２、３―２を使用して作成すること。）。

提出場所　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号仙台合同庁舎Ｂ棟　東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171㈹　メールアドレス　thr-82shikakushinsa@ki.mlit.go.jp

⑶　申請書類等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

６　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査　「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和８年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和８年３月31日付け公示６（建設工事）に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす３社以内による組み合わせとする。ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

①　東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における一般土木工事に係る令和７・８年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

③　本設計業務の契約締結までに、東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和７・８年度一般競争参加資格のうち「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。